

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)



Distr. GENERAL HCR/GIP/16/12 02 December 2016 Original: ENGLISH

## 国際的保護に関するガイドライン 12：

### 1951年難民の地位に関する条約第1条A(2) および／または 1967年難民の地位に関する議定書および難民の地位に関する地域的文書における定義における武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民申請

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、特に「国連難民高等弁務官事務所規程」の第8項(a)ならびに1951年の「難民の地位に関する条約」第35条、1967年同議定書第II条、1969年アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律するアフリカ統一機構(OAU)難民条約第VIII条(1)および1984年難民に関するカタルヘナ宣言条項II(e)により規定された任務に基づき、本ガイドラインを発行する。

本ガイドラインは、UNHCR「難民認定基準ハンドブックー 難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引きー」第164項を説明し、また補足するものである。さらに本ガイドラインは、他のUNHCRの国際的保護に関するガイドラインとあわせて読まれるべきものである。

幅広い意見聴取の恩恵を受けて作成された本ガイドラインは、現場で難民認定にあたるUNHCR職員と同様に、各国の政府、法律実務家、審査官および裁判官に法解釈の指針を示すことを目的としている。

「難民認定基準ハンドブックー 難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引きー」および国際保護に関するガイドラインは次のURLで公表している。

<http://www.refworld.org/docid/4f33c8d92.html>

(日本語訳注：日本語版は、ハンドブックと国際保護に関する各種ガイドライン【脚注等にも引用されている】が、以下のウェブサイトからダウンロード可能である。

[http://www.unhcr.org/jp/protection\\_material](http://www.unhcr.org/jp/protection_material) )

以後発行される国際保護に関するガイドラインに対する一般からの意見は、次のURLで受け付けている。

<http://www.unhcr.org/544f59896.html>

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

I. はじめに.....	3
A. 範囲と用語法.....	3
B. 1951年条約および1967年議定書の難民の定義、地域的な難民の定義およびEUにおける補完的・補完的 (subsidiary) 保護との関係.....	6
EUにおける補助的・補完的な保護.....	7
II. 1951年条約1条A(2)の実体面の検討.....	8
A. 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖.....	8
国際人道法および国際刑事法の関連性.....	10
個人および集団単位のリスク.....	11
危険の程度 (Degree of risk).....	13
危険がより高いことは要件ではない (No differential risk).....	14
性別およびジェンダーに基づく迫害.....	15
迫害の主体.....	17
後発難民.....	18
B. 一つまたはそれ以上の条約上の事由を「理由に」.....	18
「理由に」 (寄与の関係) ('For reasons of' [causal link]).....	18
条約上の理由.....	19
C. 国内避難または国内移動の選択可能性.....	22
III. 1969年のOAU難民条約第1条(2)に関する実体的分析.....	24
A. 解釈にあたり第一に考慮すべきこと.....	24
1969年のOAU難民条約の適用範囲.....	25
B. 1969年のOAU難民条約における定義の要素.....	26
常居所地を去ることを余儀なくされた.....	26
後発難民.....	27
避難を強いられる状況.....	27
C. 国内避難または国内移動の選択可能性.....	29
IV. 1984年のカタルヘナ宣言結論III(3)に関する実体的分析.....	30
(中略).....	30
ギャングまたは組織的犯罪集団による暴力.....	30
V. 手続および証拠に関する問題.....	30
A. 1951年の難民条約/1967年の議定書および地域的定義の適用におけるアプローチ.....	30
B. 事実の確立.....	31
出身国情報.....	31
立証の負担.....	33

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

## I. はじめに

### A. 範囲と用語法

1. 武力紛争および暴力の発生する状況 (situations of armed conflict and violence) は、今日の難民の移動の主要な原因である。このような状況の多くが、政治的、宗教的、民族的、社会的またはジェンダーによる迫害を引き起こす。1951年難民の地位に関する条約<sup>1</sup>(以下、「1951年の難民条約」または「1951年条約」とする。) および/または 1967年同条約議定書<sup>2</sup>(以下、「1967年の同条約議定書」とする。) は、武力紛争および暴力の発生する状況を原因として移動を強いられた一般市民 (civilians) に直接適用される。

2. 本ガイドラインの目的は、武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民申請の審査のための、実質的、手続的な指針を提供し、1951年の難民条約の適用および難民の地位に関する地域的文書における難民の定義の適用における一貫性を促進することである。<sup>3</sup>

3. 本ガイドラインは、下記の難民の定義の該当条項に関連する指針を提供する：

- 1951年の難民条約第1条A(2) および 1967年の同条約議定書 (本ガイドラインの第II章)、
- 1969年アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律するアフリカ統一機構 (OAU) 難民条約<sup>4</sup>第1条(2) (本ガイドライン第III章) ならびに
- 1984年難民に関するカタルヘナ宣言 (以下、「カタルヘナ宣言」とする。) 結論 III (3) <sup>5</sup>。(本ガイドライン第IV章)

<sup>1</sup> 難民の地位に関する条約 (189 UNTS 137、1951年7月28日、以下「難民条約」、<http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html> より入手可能)。

<sup>2</sup> 難民の地位に関する議定書 (606 UNTS 267、1967年1月31日、以下「議定書」、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ae4.html> より入手可能)。

<sup>3</sup> 本ガイドラインの背景および作成の理由に関する詳細情報については、以下を参照のこと：UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012 (以下「UNHCR Cape Town Summary Conclusions」、<http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html> より入手可能)。

<sup>4</sup> アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律するOAU難民条約 (1001 UNTS 45、1969年9月10日、以下「1969年のOAU難民条約」とする。<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html> より入手可能)。

<sup>5</sup> 中米、メキシコおよびパナマにおける難民保護に関する会議 (Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama)、難民に関するカタルヘナ宣言 (1984年11月22日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html> より入手可能)。1984年のカタルヘナ宣言は、1969年の条約法に関するウィーン条約 (1155 UNTS 331、1969年5月23日) においては条約ではないとされる。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

本ガイドラインにおいて地域条約における難民の定義を含める目的は、同定義の武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民該当性の主張への適用について検討することであって、他の状況における同定義の適用いかんについて影響を及ぼすものではない。

4. 本ガイドラインは、UNHCR の他のガイドラインが扱っている難民の地位からの除外条項<sup>6</sup>もしくは難民地位の終止条項<sup>7</sup>の問題、庇護の文民のおよび人道的性質<sup>8</sup>に関する問題、また兵役に関係した難民該当性の主張<sup>9</sup>の問題については言及していない。また、本ガイドラインは、国際保護に関するガイドライン<sup>11</sup><sup>10</sup>にて扱われている集団難民認定についても扱っていない。しかしながら本ガイドラインは、異なる定義の適用にあたってのどのようなアプローチをとればよいかの検討も含め、1951年の難民条約における難民の定義と地域条約における難民の定義の関係について扱う(本ガイドライン第86–88項)。本ガイドラインは、難民の地位に焦点を当てており、特に補完的または補助的な形式での国際保護<sup>11</sup>については詳しく検討しない。

5. 本ガイドラインの目的に照らして、「武力紛争および暴力の発生する状況」という用語は、暴力状態が相当レベルまたは蔓延しており、それが一般市民に影響を及ぼしていることに特徴付けられるような状況を指し示している。そのような状況には、国家と、組織化され

<sup>6</sup> UNHCR「国際保護に関するガイドライン5：除外条項の適用：難民の地位に関する1951年条約第1条第F項」(Guidelines on International Protection No. 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees) (HCR/GIP/03/05、2003年9月4日、<http://www.refworld.org/docid/3f5857684.html> より入手可能)。以下も参照のこと：UNHCR, Guidelines on the Application in Mass Influx Situations of the Exclusion Clauses of Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees (2006年2月7日、<http://www.refworld.org/docid/43f48c0b4.html> より入手可能)。

<sup>7</sup> UNHCR「国際保護に関するガイドライン3：難民の地位に関する1951年条約第1条C(5)および(6)下での難民地位の終止について」[Guidelines on International Protection No. 3: Cessation of Refugee Status under Article 1C(5) and (6) of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees (the “Ceased Circumstances” Clauses)] (HCR/GIP/03/03、2003年2月10日、<http://www.refworld.org/docid/3e50de6b4.html> より入手可能)。

<sup>8</sup> EXCOM結論第94(LIII)号、2002年、(c)(viii)項。UNHCR, Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum (2006年9月、<http://www.refworld.org/docid/452b9bca2.html> より入手可能)。

<sup>9</sup> UNHCR「国際保護に関するガイドライン10：1951年の難民の地位に関する条約第1条A(2)および/または1967年の難民の地位に関する議定書の文脈における兵役に関連した難民申請」(Guidelines on International Protection No. 10: Claims to Refugee Status related to Military Service within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees) (HCR/GIP/13/10/Corr. 1、2013年12月3日、以下「UNHCR・兵役に関するガイドライン」、<http://www.refworld.org/docid/529ee33b4.html> より入手可能)。

<sup>10</sup> UNHCR「国際保護に関するガイドライン11：一応の(Prima Facie)難民の地位の認定」(Guidelines on International Protection No.11: Prima Facie Recognition of Refugee Status) (以下、“UNHCR Prima Facie Recognition Guidelines”) (HCR/GIP/15/11、2015年6月24日、<http://www.refworld.org/docid/555c335a4.html> より入手可能)。

<sup>11</sup> 本ガイドラインの第9項には、1951年の難民条約とEU法の下での補完的な保護の地位の関係性に対する言及が含まれる。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

たギャング<sup>12</sup>を含む非国家主体との間における暴力および社会内部の異なる団体間における暴力が含まれる。さらに、そのような状況には2つ以上の国家間、国家と非国家武装集団の間、または様々な非国家武装集団の間における暴力が含まれる。ある武装集団を犯罪組織であるか、政治集団であるかといったように、殊更に分類することは、難民認定の目的の下では必ずしも必要でも、また決定的なものでもない。さらに、場合によっては本ガイドラインにおける武力紛争および暴力の発生する状況は、国際人道法上で規定されている、国際武力紛争 (IAC<sup>13</sup>) または非国際武力紛争 (NIAC<sup>14</sup>) に分類されうるものの、難民認定の目的の下では、そのような分類を行うことは必要とはされていない<sup>15</sup>。多くの武力紛争および暴力が発生する状況は、国際人道法の規定では「武力紛争」として指定されていない。しかしながら、使用されている手法やその結果は、同程度に暴力的または有害なものでありうる。暴力が一般化・常態化<sup>16</sup>した状況、または無差別<sup>17</sup>に行使される状況等の他の呼称も、武力紛争および暴力の発生する状況を表現するために難民審査官によって使われてきたものである。そのような表現ぶりに関係なく、難民申請の審査方法は同一である。本ガイドラインに示されている通り、当該状況のもとにおいて、難民の定義を包括的かつ包含的 (full and inclusive) に適用することが必要とされるのである。

<sup>12</sup> UNHCR 「組織的ギャングの被害者にまつわる難民申請についてのガイダンスノート」 (以下、「UNHCR Gangs Guidance Note」、<http://www.refworld.org/docid/4bb21fa02.html> より入手可能)。

<sup>13</sup> 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約 (第4ジュネーヴ条約) を含む、1949年ジュネーヴ諸条約共通第2条 (1) (75 UNTS 287、1949年8月12日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36d2.html> より入手可能)。1949年8月12日のジュネーヴ条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (議定書 I) 第1条 (4) (1125 UNTS 3、1977年6月8日)。ICRC, *How is the Term "Armed Conflict" Defined in International Humanitarian Law?* (2008年3月) pp. 1 - 3, (<http://www.refworld.org/docid/47e24eda2.html> より入手可能)。および国際赤十字委員会 (ICRC)、*International humanitarian law and the challenges of contemporary armed conflicts* (32IC/15/11、2016年11月、<http://www.refworld.org/docid/58047a764.html> より入手可能)。

<sup>14</sup> 第4ジュネーヴ条約を含む1949年ジュネーヴ諸条約共通条文 (上記脚注13参照および1949年8月12日のジュネーヴ条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 II) (1125 UNTS 609、1977年6月8日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b37f40.html> より入手可能)。(以下、「ジュネーヴ諸条約追加議定書 II」)。以下も参照のこと：国際赤十字委員会 (ICRC)、2008年、上記脚注13参照、3—5頁、および国際赤十字委員会 (ICRC)、2016年、上記脚注13。

<sup>15</sup> 類推によれば、この立場は、EU指令における国内的武力紛争の意味に関し、以下の裁判において欧州司法裁判所 (以下CJEU) がとったものである：欧州連合：欧州司法裁判所、*Aboubacar Diakité v. Commissaire général aux réfugiés et aux apatrides* 事件、(C-285/12、2014年1月30日、<http://www.refworld.org/docid/52ea51f54.html> より入手可能)、第23項。CJEUによれば、「[IHL] は、人身および財産に対する戦争の影響を制限することにより、戦闘地区にいる一般市民にとりわけ保護を提供するように起草されているが、戦闘地区および戦闘当事者の領土の外にいる一定の市民には国際的保護を提供しない」。

<sup>16</sup> 本ガイドラインの第71—73項を参照のこと。

<sup>17</sup> ヨーロッパ連合においては、国際的保護の文脈では、「無差別的な暴力」という用語はEU指令 (改) の第15条にて使用されている。以下の裁判において、CJEUによると、無差別的な暴力は「個人の状況に関係なく、その影響が及ぼされうることを示唆する」：欧州連合：欧州司法裁判所、*Elgafaji v. Staatssecretaris van Justitie* 事件 (C-465/07、2009年2月17日、<http://www.refworld.org/docid/499aace52.html> より入手可能)、第34項。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

## B. 1951 年条約および 1967 年議定書の難民の定義、地域的な難民の定義および EU における補完的・補完的 (subsidiary) 保護との関係

6. 1969 年の OAU 難民条約およびカタルヘナ宣言といった難民の地位に関する地域的文書は、1951 年の難民条約/1967 年の同条約議定書を補完するものであり、同条約および同議定書は、普遍的かつ主要な難民の法的保護に関する文書でありつづけてきた<sup>18</sup>。前記の難民の地位に関する地域的な文書は 1951 年条約の難民の定義を含めるとともに、いわゆる広義の難民の定義 (以下「地域的な定義」という) を詳細に定めている。1969 年の OAU 難民条約およびカタルヘナ宣言に共通する主要な目的は、出身国における特定の状況および事情を逃れてきた人々の大規模な避難民の発生といった、特定の人道的状況のもとで難民保護を提供することである<sup>19</sup>。

7. 難民の地位の個別的な申請において、一定の事実関係のもとでは、1951 年条約の定義と地域的な定義の両方の関連性および適用可能性が示唆され、いずれの定義を適用すべきかが問題となる (本ガイドライン 86 項-88 項参照)。その他の状況においては、地域的な定義のもとでは難民であるとされる者が、1951 年条約のもとでは、迫害を受けるおそれと条約上の理由との間の寄与の関係が認定できないといった事情により、難民に該当しないとされることもあり得る。このような場合には、地域的な定義は難民の地位を享受しうる者の範囲を拡大することになる。

8. 二つの地域的な定義は、その表現方法において若干違いがある一方で、それらが言及しおよび包含しようとしている状況ならびに事情の態様は、概ね同一である。また、地域的な定義の内容は詳細なものであるが、いずれの定義も、出身国を離れて国境を越えることを強いられたすべての者の状況を包含することを意図しているものではない。対象者の権利に関する限り、1951 年条約および地域的な文書は、いずれも当該対象者を難民と認定した上で、1951 年条約上の権利が付与されることを定めている<sup>20</sup>。したがって、ほとんどの事案に

<sup>18</sup> EXCOM 結論第 87 (L) 号、1999 年、(f) 項および EXCOM 結論第 89 (LI) 号、2000 年。以下も参照のこと：1969 年の OAU 難民条約 (上記脚注 4 参照)、1951 年の難民条約および 1967 年の同条約議定書について、難民保護のための基本的かつ普遍的な文書として言及している序文第 9 項。

<sup>19</sup> UNHCR Prima Facie Recognition Guidelines (上記脚注 10 参照)、第 5 項。

<sup>20</sup> 1969 年の OAU 難民条約は、1951 年の難民条約における権利が、1969 年の OAU 難民条約の下で認められている難民に対して適用可能であるとしている。以下を参照のこと：1969 年の OAU 難民条約、上記脚注 4、序文第 10 項および同条約第 VIII 条 (2)。以下も参照のこと：M Sharpe, “The 1969 African Refugee Convention: Innovations, Misconceptions, And Omissions”, *McGill Law Journal* (2012) 58, pp. 126-145. カタルヘナ宣言もまた、1951 年の難民条約における権利が、結論 III (3) に沿って認められている難民に対して適用可能であるとし、また、該当地域にある国に、難民の取扱いに関して 1969 年の米州人権条約を適用するよう、また

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

においては、当該申請者が難民として認定される際の定義がいずれであるのかは実質的な差異を生じさせるものではない。しかしながら、法的確実性の観点からは、それぞれの定義を適切に解釈することが必要であり、順次的にこれを判断すべきものである(本ガイドライン 86 項ないし 88 項参照)。難民認定機関は、地域的な保護の制度が 1951 年条約による体制を補充し、これを補強する方法での運用が意図されていることに留意する必要がある<sup>21</sup>。

### EU における補助的・補完的な保護

9. EU 資格指令(改正後)は、1951 年の難民条約/1967 年の同条約議定書にて予定された難民保護を補充する、補完的な保護について規定している<sup>22</sup>。同指令は、難民としては認定されないが、重大な危害の現実的な危険に直面している者、「国際的または国内的武力紛争の状況における無差別的な暴力による文民の生命または身体に対する重大かつ個別の脅威」がある場合に適用される<sup>23</sup>。一定の事実関係のもとでは、1951 年条約による難民保護の基準と補完的保護の基準との間に重なり合いが生じることがある。難民保護の優位性および補完的保護は、難民として認定されない者に対してのみ適用されるという限定的な性質のものであることに照らし、武力紛争および暴力の発生する状況に関連する申請にあたっては、まず、難民保護の基準によって判断されなければならない。当該申請者に難民の地位が付与されない場合に限り、補完的保護の基準によって申請が評価されるべきである<sup>24</sup>。

---

家族の再統合が基本原則を構成することを認識するよう求めている。カタルヘナ宣言、上記脚注 5、結論 III (1)、III (8) および III (13) を参照のこと。

<sup>21</sup> EXCOM 結論第 89 (LI) 号、2000 年および EXCOM 結論第 103 (LVI) 号、2005 年、(b) 項を含む。

<sup>22</sup> 欧州連合：欧州評議会、*Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*、(OJL337; December 2011、2011 年 12 月 20 日、<http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html> より入手可能)。(以下、「EU 資格指令(改正後)」)。CJEU は、*Salahadin Abdulla and Others v. Bundesrepublik Deutschland*, C-175/08; C-176/08; C-178/08 & C-179/08, European Union: Court of Justice of the European Union 事件判決(2010 年 3 月 2 日判決、<http://www.refworld.org/docid/4b8e6ea22.html> より入手可能)。第 78 項において、2 つの特徴的な保護システムを確認した。以下も参照のこと：EXCOM 結論第 103 (LVI) 号、2005 年、(b) (i) および (k) 項。

<sup>23</sup> EU 資格指令(改正後)、上記脚注 22、第 2 条 (f) によると、「補助的な保護を受ける資格のある者」(persons eligible for subsidiary protection)とは、第三国の国民または無国籍者のうち、難民になる資格はないものの、その者に関して、その者が出身国に送り帰された場合、また無国籍者の場合は彼または彼女が常居を有していた国に送り帰された場合に、当該個人が第 15 条に規定された深刻な危害に直面する現実的な危険があると認めるに足る相当な理由が示された者、その者に対して第 17 条(1)および(2)が適用されない者、および国家による保護を受けることができない、もしくはそのような危険があるせいで保護を受けることを望まない者である。EU 資格指令(改)の第 15 条に規定された深刻な危害は、以下からなる：「(a) 死刑若しくは死刑執行、(b) 出身国における申請者への拷問若しくは非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、または刑罰、(c) 国際または国内的武力紛争の状況における無差別暴力による文民の生命または身体 (life or person) に対する重大かつ個別の脅威」。

<sup>24</sup> 欧州連合：欧州司法裁判所、*H. N. v Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General* 事件 (C-604/12、2014 年 5 月 8 日、<http://www.refworld.org/docid/5375e84f4.html> より入手可能)。第 35 項：

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

## II. 1951年条約1条A(2)の実体面の検討

10. 同条約第1条A(2)は、その用語に与えられる通常の意味ならびに1951年条約の文脈、趣旨および目的に照らし<sup>25</sup>、武力紛争および暴力の発生する状況から逃れてきた者に対して、適用される。実際にも、1951年条約の難民の定義は、平時の迫害から逃れる難民と「戦時」の迫害から逃れる難民との間に何らの区別も設けていない。1条A(2)においては、一つまたはそれ以上の条約上の事由によって迫害を受けるという十分に理由のある恐怖があるかどうかを検討される必要がある。UNHCR 難民認定基準ハンドブックの第164項の「国際的または国内的武力紛争の結果として出身国を去ることを余儀なくされた者は、通常は、難民条約または議定書に基づく難民とは考えられない」という箇所は、ある人の迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖と1951年の難民条約上の理由との間に何らの寄与の関係もない状況に限定的に適用されるものとして理解される必要がある。

### A. 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖

11. 生命、自由その他の重大な人権の侵害の脅威は、1951年条約の難民の定義における迫害に該当する<sup>26</sup>。また、より小規模な態様の危害であっても、累積すると迫害に該当しうる<sup>27</sup>。差別についても、当該差別により、当該対象者にとって耐え難いまたは相当程度の不利益をもたらす場合には、迫害の水準に達することになる<sup>28</sup>。同様に、国際人道法の深刻な違反に相当するような行為も迫害を構成しうる(本ガイドラインの第14、15項を参照のこと)<sup>29</sup>。また、どのような事情が迫害に該当するかは、当該申請者の性別、ジェンダー、意見、健康状態、感情および心理構造といった個別の事情にも依拠することになる<sup>30</sup>。

---

例えば一つまたはそれ以上の条約上の理由のために迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖よりも、一般的に入手可能な出身国情報を通じて暴力や紛争の存在を示すことのほうが比較的単純である、または簡単であると見なされているために、補助的な保護の基準を先に適用するのであれば、欧州共通の庇護制度、欧州連合基本条約および1951年の難民条約に違反するであろう。

<sup>25</sup> EXCOM 結論第103(LVI)号、2005年、(c)項。

<sup>26</sup> UNHCR, *Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees* (以下、「UNHCRハンドブック」)。(HCR/IP/4/ENG/REV.3、2011年12月、<http://www.refworld.org/docid/4f33c8d92.html> より入手可能)、第51項。

<sup>27</sup> 同書、第53項。

<sup>28</sup> 同書、第54項。

<sup>29</sup> UNHCR, *Expert Meeting on Complementarities between International Refugee Law, International Criminal Law and International Human Rights Law: Summary Conclusions* (以下、「UNHCR Arusha Summary Conclusions」) (2011年7月、<http://www.refworld.org/docid/4e1729d52.html> より入手可能)、第13—21項。

<sup>30</sup> UNHCR ハンドブック (上記脚注26参照)、第52および55項。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

12. 上記の第 11 項で述べた基準は、武力紛争および暴力の発生する状況から避難した者に関しても同様に適用されるべきである。武力紛争および暴力の発生する状況において危害が迫害に相当するために、他の状況と比べて、危害がより高度のレベルの過酷さまたは深刻さを有する必要はない。迫害に該当するために必要とされる危害の性質や程度について、武力紛争および暴力の発生する状況であるからといって、他の状況と比べてより高度の水準が求められるものではなく、また、当該申請者が、武力紛争および暴力の発生する状況において通常「予想される」よりも重大な状況に置かれるかどうかを検討する必要もなければ、こうした検討をすること自体が適切ではない。武力紛争および暴力の発生する状況の全体的な事情が当該申請者に対する危害に与える影響により、一定の事情のもとでは迫害の相当する危害に該当しうる。例えば、武力紛争および暴力の発生する状況が継続することによって、当該申請者の身体的および心理的な健康状態またはその人格的な発達が重大に損なわれ得ることがあり、そういった場合、当該申請者の性格、背景、社会的地位、年齢、性別その他の事情を考慮した上で検討する必要がある<sup>31</sup>。

13. 武力紛争および暴力の発生する状況は、しばしば迫害に相当する人権侵害またはその他の深刻な危害へ直面させる危険をはらむ。そのような迫害は、集団殺害<sup>32</sup>および民族浄化<sup>33</sup>、拷問およびその他の非人道的なもしくは品位を傷つける取扱い<sup>34</sup>、強姦およびその他の形式の性的暴力<sup>35</sup>、強制徴兵・徴集（子どもを含む）<sup>36</sup>、恣意的な逮捕および拘禁、人質行為、強制もしくは恣意的失踪ならびに本ガイドライン第 18、19 項で言及されたような状況を原因とした広範囲にわたるその他の形態の深刻な危害を含むが、これらに限定されるものでもない。

<sup>31</sup> 同書、第43項。UNHCR「国際保護に関するガイドライン8：難民の地位に関する1951年条約第1条(A)2および第1条(F)および/または1967年議定書に基づく子どもの庇護申請」(HCR/GIP/09/08、2009年12月10日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ac0.html> より入手可能)。

<sup>32</sup> 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（78 UNTS 277、1948年12月9日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ac0.html> より入手可能）。国際刑事裁判所ローマ規程（以下、「ICCローマ規程」）、第6条（2187 UNTS 3、2002年7月1日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3a84.html>）。

<sup>33</sup> 民族浄化は「特定の地域から、暴力的および恐怖心を喚起するような方法を用い、他の民族的または宗教的集団を移動させる・消去すること（remove）を目的とした、ある民族的または宗教的集団によって画策された意図的な政策」として定義されている。国連安全保障理事会、Report of the Commission of Experts Established Pursuant to United Nations Security Council Resolution 780（1992）(s/1994/674、1994年5月27日、<http://www.refworld.org/docid/582060704.html> より入手可能)。

<sup>34</sup> 特に以下の第7条を参照のこと：市民的及び政治的な権利に関する国際規約（ICCPR）（999 UNTS 171、1966年12月16日採択、英語版原文は<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3aa0.html> より入手可能）。および拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約（1465 UNTS 85、1984年12月10日採択、英語版原文は<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3a94.html> より入手可能）。

<sup>35</sup> 本ガイドラインの第26-27項を参照のこと。

<sup>36</sup> UNHCR「兵役に関するガイドライン（上記脚注9参照）」、第35、37-41項（「違法な子どもの徴募」）。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

### 国際人道法および国際刑事法の関連性

14. 前述の人権侵害および他の深刻な危害の多くは、国際人道法上の武力紛争の文脈としておよび武力紛争に関連してなされた場合には、戦争犯罪も構成しうる。上記に述べた人権侵害やその他の重大な危害の多くは、国際人道法における武力紛争の文脈でまたはこれに関連して行われた場合には戦争犯罪を構成しうるものである。また、文民に対する広範または組織的な攻撃の一環として行われた場合には、人道に対する罪にも該当しうる<sup>37</sup>。強制送還ならびに強制的移動もしくは移住は、民族浄化もしくは集団殺害に相当する態様で行われることがあり、国際人道法上の武力紛争の文脈においておよびそれに関連してなされた場合には、戦争犯罪にも相当しうる。また、文民に対する広範囲または組織的な攻撃の一環として行われている場合には、人道に対する罪にも相当しうる<sup>38</sup>。

15. 難民認定の目的においては、ある行為が 1951 年の難民条約上の迫害に相当するかどうか検討する際に、国際人道法の違反の有無は参考になるものの、決定的な要素ではない。認定機関が特定の種類の危害が迫害に該当するという判断を行うため、申請者は、国際人道法の違反または国際犯罪が行われた事実を立証することを期待されるべきではない<sup>39</sup>。同様に、国際刑事法に定める<sup>40</sup>迫害による人道に対する罪の基準が、難民の地位の認定に適用されるものではない。国際刑事裁判所 (international criminal courts) や国際刑事法廷 (international criminal tribunals) は刑事訴追のために過去に行われた危害に主要な関心をもっており、一般市民に対する国際保護を提供するという、より広範な人道的な目的を任務とするものではない。難民の地位を判断するに当たり、厳格なかたちで国際人道法または国際刑事法に依拠することは、1951 年条約における難民の国際保護の目的を損なうことになるものであり、生命または自由に対する重大な脅威に直面する者を保護の範囲から除外することになり得る<sup>41</sup>。さらに、仮に特定の行為が国際人道法または国際刑事法の下で禁じられていなかった

<sup>37</sup> 国際刑事裁判所ローマ規程 (上記脚注 32 条参照)、第 7、8 条。

<sup>38</sup> UNHCR Arusha Summary Conclusions (上記脚注 29 参照)、第 9、10 項。IHL 上の国際武力紛争の文脈においては、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関するジュネーヴ条約 (第一条約) の第 49 条に従い、安全または緊急の軍事的理由のために避難が行われうるということに留意すること。(75 UNTS 31, 1949 年 8 月 12 日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3694.html> より入手可能)。非国際的武力紛争の文脈においては、ジュネーヴ条約の議定書 II (上記脚注 14 参照)、第 17 条を参照のこと。

<sup>39</sup> 例えば、国際刑事法で要件とされている、差別的意図があることや一般市民に対する広範囲または体系的攻撃の一部を犯罪が担っているということは、国際難民法においては要件とされていない。以下を参照のこと：UNHCR Arusha Summary Conclusions (上記脚注 29、第 15 項参照)。

<sup>40</sup> 国際刑事裁判所ローマ規程 (上記脚注 32 参照)、第 7 条 (1) (h) 項。

<sup>41</sup> UNHCR Arusha Summary Conclusions (上記脚注 29 参照)、第 15 項。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

としても、そのことによって、国際難民法の目的の下ではそのような行為は迫害を形成するという事実には変わりはない<sup>42</sup>。

#### 国際人権法における逸脱の関連性

16. 各種の人権条約の締約国は、国民の生存を脅かす公の緊急事態においてある一定の個別限定的な人権の保護義務から逸脱することがあり得る<sup>43</sup>。合法的な緊急事態の宣言が存在する場合において、当該事態の緊急性により厳に必要な措置が採用されたときは、逸脱が可能な権利が保障されずとも、このことは、必ずしも迫害に該当するものではない<sup>44</sup>。しかし、こうした状況から避難した申請者による難民の地位の申請を判断するに当たっては、当該事案の全体的な事情を検討する必要がある。すなわち、緊急事態の宣言が合法でなかった、実施された措置が事態の緊急性が真に必要なものでなかったり、または実施された措置が逸脱の不可能な権利に関するものであったりするからである。

#### 個人および集団単位のリスク

<sup>42</sup> そのような行為は、例えば、重大な人権侵害に相当しうる。国際人権法は、例えば、ICCPR第4条（上記脚注34で説明）に規定される種の逸脱に関する条項の効力が発生している時等を除き、武力紛争の間でも適用され続ける。以下を参照のこと：国際司法裁判所、*Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion（出典：I.C.J. Reports 1996、226頁、1996年7月8日、<http://www.refworld.org/docid/4b2913d62.html> より入手可能）。国際司法裁判所、*Advisory Opinion Concerning Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*（2004年7月9日、第106項、<http://www.refworld.org/docid/414ad9a719.html> より入手可能）。および国連人権委員会（HRC）、一般的意見第31号[80]、*The nature of the general legal obligation imposed on States Parties to the Covenant*（CCPR/C/21/Rev.1/Add.13、2004年5月16日、<http://www.refworld.org/docid/478b26ae2.html> より入手可能）、第11項。以下も参照のこと：ニュージーランド：移民保護審判所、*AF (Syria)* [2012]（NZIPT 800388、2012年12月20日、<http://www.refworld.org/docid/54c127434.html> より入手可能）、第45—49項。

<sup>43</sup> ICCPR第4条（上記脚注34参照）。また、国連人権理事会（HRC）、*CCPR General Comment No. 29: Article 4: Derogations during a State of Emergency*、（HRC一般的意見第29号）（CCPR/C/21/Rev.1/Add.11、2001年8月31日、<http://www.refworld.org/docid/453883fd1f.html> より入手可能）。国家は特定の権利に対してのみ逸脱することが許され、当該状況の緊急性に応じて要請される範囲のみ逸脱することが可能となるのであり、国際法による他の義務と一貫性を保たなければならず、そして差別に基づく、または結果的に差別をもたらすことは許されない。採用される手段は比例原則に則ったものであり、一時的なものでなければならない。また関係する人権機関は当該権利の逸脱について通告を受ける必要がある。地域レベルにおいては、逸脱条項は以下に規定されている：欧州評議会、*European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, as amended by Protocols Nos. 11 and 14*（ECHR）第15条（ETS 5、1950年11月4日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3b04.html> より入手可能）。および米州機構（OAS）、*米州人権条約*（“*Pact of San Jose*”, *Costa Rica*）第27条、（1969年11月22日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36510.html> より入手可能）に規定されている。

<sup>44</sup> 英国移民難民審判所上級審判所、*MS (Coptic Christians) Egypt CG v Secretary of State for the Home Department* 事件、第120項（申立番号 UKUT 00611（IAC）、2013年12月3日、<http://www.refworld.org/docid/52a5b86e4.html> より入手可能）。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

17. 武力紛争および暴力の発生する状況において、申請者が迫害の対象として個別に把握されまたは標的にされる危険な状態におかれている場合がある。同様に、こうした状況では、一定の集団および住民全体に迫害される危険を有することにより、その集団に属する個人一人ひとりが危険に晒される場合もある<sup>45</sup>。特定のコミュニティの多くの者またはすべての者が危険な状況にあるという事情は、それぞれ個別の申請に理由があることを妨げるものではない<sup>46</sup>。基準となるのは、当該申請者の迫害を受ける恐怖に十分な理由があるかどうかである。武力紛争および暴力の発生する状況がコミュニティの全体またはより全般的に一般市民全体に与える影響は、しばしば、特定の者の迫害を受ける恐怖が十分に理由のある性質を有していることを減殺させるものではなく、むしろこれを補強することになるものである<sup>47</sup>。

18. 武力紛争および暴力の発生する状況においては、コミュニティ全体が、例えば、空爆、クラスター爆弾の使用、樽爆弾もしくは化学兵器、砲兵もしくは狙撃兵による攻撃、即席爆破装置、地雷、自動車爆弾または自爆攻撃ならびに包囲作戦等による影響を受け、危険な状態にある場合がある。組織的な食料や医薬品の供給の拒絶、水道や電気の供給の停止、財産の破壊、病院や学校の軍事化や閉鎖も、コミュニティ全体に影響する重大な人権侵害または国際人道法の違反に該当しうる<sup>48</sup>。このような行為にさらされることは、個別的または累積的に 1951 年条約 1 条 A (2) にいう迫害に相当しうる。

<sup>45</sup> 一般市民に対する例外的な高い水準の暴力による危害の危険性は欧州人権裁判所がとりわけ以下で言及している：欧州人権裁判所、Sufi and Elmi v. United Kingdom 事件 (Applications nos. 8319/07 and 11449/07、2011 年 6 月 28 日、<http://www.refworld.org/docid/4e09d29d2.html> より入手可能)。および欧州評議会：欧州人権裁判所、L.M. and Others v. Russia 事件 (Applications nos. 40081/14, 40088/14 and 40127/14、2015 年 10 月 15 日、<http://www.refworld.org/docid/561f770f4.html> より入手可能)。

<sup>46</sup> UNHCR 「1951年の難民の地位に関する条約第1条の解釈」 (Interpreting Article 1 of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees) (2001年4月、<http://www.refworld.org/docid/3b20a3914.html> より入手可能)、第21項。

<sup>47</sup> 欧州人権裁判所によれば、「よく知られた一般的な危険性にもとづく庇護申請については、そのような危険性に関する情報が数多くの情報源から自由に確認することが可能である場合、追放相当の案件の場合における本条約第2、3条に基づく国家に課せられた現行の義務の履行のため、当局が当該危険性に関する評価を自ら (of their own motion) 行うことを必要とする」。以下を参照のこと：欧州評議会：欧州人権裁判所、F.G. v. Sweden 事件 (2016年3月23日、<http://www.refworld.org/docid/56fd485a4.html> より入手可能)、第126項。

<sup>48</sup> 紛争の度合いを評価する関連基準は英国移民難民審判所 (Asylum and Immigration Tribunal / Immigration Appellate Authority) によって英国移民難民審判所、AM & AM (Armed Conflict: Risk Categories) Somalia v. Secretary of State for the Home Department 事件 (UKAIT 00091、2009 年 1 月 27 日、<http://www.refworld.org/docid/4934f7542.html> より入手可能) において提唱され、そして欧州人権裁判所により Sufi and Elmi v. United Kingdom 事件 (上記脚注45参照)、第241項および L.M. and Others v. Russia 事件 (上記脚注45参照)、第121項において繰り返されている。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

19. 武力紛争および暴力の発生する状況に起因する直接的および間接的な影響はどちらも迫害に該当することがあり、迫害には、例えば極めて重要なインフラの破壊、治安悪化および凄惨な貧困といった状況の長期化による影響も含まれる。より具体的には、武力紛争および暴力の発生する状況によって、法の支配のみならず国家のおよび社会的な構造ならびに支援体制も重大な影響を受けることになる。武力紛争および暴力の発生する状況は、政府機関および行政サービス、政治組織、警察および司法機関の全体的または部分的な崩壊をもたらさう。水道、電気や公衆衛生といった極めて重要なサービスの提供にも障害が生じうる。犯罪の増加、略奪および汚職、食糧不足、栄養不足および飢餓、教育および医療に対するアクセスの制約、著しい経済的な衰退ならびに生活手段の破壊および貧困がこれらに続いて生じうる。こうした武力紛争および暴力の発生する状況の結果は、個別的または累積的には迫害に該当するのに十分な程度に重大なものとなり得るものであり、迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を生じさせる。このことは、迫害の危険が非国家主体によって生じる場合にも当てはまるものである（本ガイドライン 28–30 項参照）。

20. その他の検討すべき事情に含まれるものとしては、一つもしくはそれ以上の集団に対する抑圧的に不寛容の状態を生じさせ、もしくはその要因となりうるものであり、または迫害の危険性を助長したり、導いたりしうるプロパガンダ活動が含まれる<sup>49</sup>。

#### 危険の程度 (Degree of risk)

21. 迫害を受けるおそれは、当該申請者の出身国における継続的な滞在が耐え難い状態にあるまたはそのような状態になり得ることが合理的な程度まで示された場合には、十分に理由のあるものとなる<sup>50</sup>。このことは、例えば、殺害された者や負傷または避難した者の人数に基づく確率的な計算<sup>51</sup>を必要とするものでなく、申請者の個別的事情をふまえた量的かつ

<sup>49</sup> 例えば、1994年のルワンダにおいて、フツ族の統制下におかれたメディアにおいてツチ族の女性は「敵の誘惑的な工作員」として描かれた。それゆえ、「ツチ族の女性の性的暴行を、その帰属された役割からして予見可能な結果であるとする枠組みを形作った」、続きは以下を参照のこと。ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR)、The Prosecutor v. Ferdinand Nahimana, Jean-Bosco Barayagwiza, Hassan Ngeze 事件 (判決および量刑判決) (ICTR-99-52-T、2003年12月3日、<http://www.refworld.org/docid/404468bc2.html> より入手可能)、第1079項。

<sup>50</sup> UNHCR ハンドブック (上記脚注 26 参照)、第 42 項。

<sup>51</sup> 米国連邦最高裁判所、Immigration and Naturalization v. Cardoza-Fonseca 事件 (480 U.S. 421; 107 S. Ct. 1207; 94 L. Ed. 2d 434; 55 U.S.L.W. 4313、1987年3月9日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b68d10.html> より入手可能)。ジョン・スティーブンス判事は、確率的な計算による評価手法を退けるにあたって、「国連としての基準に関する (難民) 高等弁務官の分析はこの問題を研究する多くの学者の結論と同様に本裁判所の当該条約の定義の起草過程 (origins) についての検討結果と一致する。申請者が銃撃され、拷問され、或いは他の方法で迫害される可能性が10%であるために、申請者はそのようなことが起きるといって『十分に理由のある恐怖』を有しない、と結論づける余地は、国際連合の (『難民』の) 定義にはない」。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

質的な情報の評価を必要とするものである(事実の確立「establishment of facts」に関しては、本ガイドラインの第 89—92 項を参照のこと)。

*危険がより高いことは要件ではない (No differential risk)*

22. 本ガイドライン 17 項で述べたとおり、当該申請者の迫害の十分に理由のある恐怖、他の多くの者と共有され、その程度は、同様または同じ程度とである場合がある<sup>52</sup>。武力紛争および暴力の発生する状況を逃れてきた申請者は、類似した状況に置かれている他の者以上に危害を受ける危険性があるということを示すことは必要ではない(『差異化テスト“differential test”』と呼ばれることもある)<sup>53</sup>。また、武力紛争および暴力の発生する状況において迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を示すためには、そうでない状況よりも高レベルの迫害の危険性が存在することは必要ではない。

23. また、裁判所によっては、危険(例えば、迫害の十分に理由のある恐怖)と迫害の理由(例えば、一つまたはそれ以上の条約上の事由)との間の寄与の関係が必要であることを強調するため、「差異ある危険(“differential risk”)」という表現が用いられることもある。しかし、このような表現は危険の要件と寄与の関係の要件—本ガイドライン 32 項および 33 項で述べられる—を混同することになるものであり、1951 年条約の難民の定義を適切に適用しているものとはいえない<sup>54</sup>。

*予見的な危険の評価*

24. 1951 年条約は、すでに迫害を受けたかどうかに関係なく、判断の時点で出身国に帰ると迫害の危険にある者を保護するものである。当該申請者が迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているかどうかという判断は、当該事案のすべての関連する事情をふまえた予見的な評価を必要とする(本ガイドライン 89 項ないし 92 項参照)。

<sup>52</sup> カナダ連邦裁判所、Surajnarain and Others v. Minister of Citizenship and Immigration 事件 (2008 FC 1165、2008年10月16日、<http://www.refworld.org/docid/497f3bdc2.html> より入手可能)、第17項

<sup>53</sup> オーストラリア高等裁判所、Minister for Immigration and Multicultural Affairs v. Haji Ibrahim 事件、第66、70 項 (HCA 55、<http://www.refworld.org/docid/3deb737f7.html> より入手可能)。「差異化テスト」はロイド・オブ・ベルウィック裁判官によって以下の判決において考案された。英国貴族院 (House of Lords [Judicial Committee])、R v. Secretary for State for the Home Department 事件、Ex parte Adan (CO/872/98、1998年4月2日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b6c914.html> より入手可能)。以下も参照のこと：AM & AM (Armed Conflict: Risk Categories) Somalia v. Secretary of State for the Home Department 事件 (上記脚注48参照)、第72項。

<sup>54</sup> ニュージーランド難民地位不服審査局、Refugee Appeal No. 71462/99, Tamil and a Citizen of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka v. Refugee Status Branch of the New Zealand Immigration Service (71462/99、1999年9月27日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b73cc.html> より入手可能)。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

関連する事情の変化がない場合には、過去に迫害を受けた者は継続して迫害を受ける危険にあると思料される<sup>55</sup>。

25. 危険を評価するに当たっては、現在の多くの武力紛争および暴力の発生する状況は可変的な性質を有していることを考慮することが重要になる。武力紛争および暴力の発生する状況においては、暴力の水準ならびに特定の地域および住民に対する支配の状況が変化することが常である。例えば、判断の時点における暴力の水準が比較的低いものであるとしても、その後に武力紛争および暴力の発生する状況が変化することにより、危険の程度が増大して十分に理由のある恐怖を示すものとなることがあり得る。例えば、紛争の当事者が組織を再編成または戦略を再検討していたり、一時的な停戦が合意されたりするなど、特定の時点における暴力の水準がより低いことにつき理由がある場合がある。同様に、暴力が国内の特定の一部で発生していないとしても、当該武力紛争および暴力の発生する状況に関する全体的な背景および歴史、暴力の経緯および情勢、申請者の出身国における権力的な力学ならびにその他の事情に照らし、当該暴力が当該地域に拡大すると予見される場合もある。一時的な戦闘行為の停止にもかかわらず、過去に生じた暴力による影響が迫害の水準に達する場合もあり、慎重に評価される必要がある。さらに、和平および動員解除の合意の実施により、新たな武装勢力が権力主体の不在時に支配したり、ならびに動員解除に応じずに社会に統合していなかった元戦闘員から構成される集団が形成されたりする場合もある。このことは、出身国における現地の情勢の変動に常時対応して詳細に検討することを必要とするものである。

#### 性別およびジェンダーに基づく迫害

26. 強姦、人身売買、性的奴隷化および婚姻した上での奴隷化／強制結婚を含む性別およびジェンダーに基づく迫害は、武力紛争および暴力の発生する状況における多くの状況において一般的な迫害の形式である<sup>56</sup>。武力紛争および暴力の発生する状況の中では、女性や少

<sup>55</sup> UNHCR ハンドブック（上記脚注 26 参照）、第 45 項。

<sup>56</sup> UNHCR 「国際保護に関するガイドライン1：難民の地位に関する1951年条約第1条A (2) および／または1967年の難民の地位に関する議定書の文脈におけるジェンダーに関連した迫害」（「UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン」）（HCR/GIP/02/01、2002年5月7日、以下「UNHCR・ジェンダー関連迫害ガイドライン」、<http://www.refworld.org/docid/3d36f1c64.html> より入手可能）、第9項。UNHCR 「国際保護に関するガイドライン9：難民の地位に関する1951年条約第1条 (A) 2および／または1967年議定書の文脈における、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請 (UNHCR Sexual Orientation and/or Gender Identity Guidelines) 」 （HCR/GIP/12/01、2012年10月23日、<http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html> より入手可能）、第20項。例えば、レイプは以下の判決において迫害を構成する深刻な人権侵害であると認められた。英国難民移民審判所、SS (Adan - Sexual Violence - UNHCR Letter) Burundi v. Secretary of State for the Home Department 事件 (CG [2004] UKIAT 00290、2004

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

女および／または男性や少年を迫害することで、敵を直接的または間接的に圧倒し弱体化させる目的のもと、性別およびジェンダーに基づく迫害することを、非合法であり犯罪性ある戦術、戦略または政策として、採用されることがある<sup>57</sup>。加害者の動機に関係なく、性別およびジェンダーに基づく迫害は、より大きな目的を果たすための計画またはジェンダーに基づく差別およびその他の態様の差別を根底とした、一般市民を貶め、侮辱し、恐怖に陥れ破壊するための計画的で軍事的または政治的戦略の一環をなす場合があり、それゆえ一つかそれ以上の条約上の理由に関連している<sup>58</sup>。

27. 拷問およびその他の身体的危害および精神的トラウマなどの、性別およびジェンダーに基づく暴力の多くの犠牲者にとって、当初暴力行為がなされた後、武力紛争および暴力の発生する状況が終了した後もその危害は長く続く場合がある。彼らは繰り返し危害を受ける危険に晒される場合があり<sup>59</sup>、および／または特に、将来危害を加えられる可能性がないにも関わらず自身の出身国への帰還が耐えられなくなるような、特に深刻な危害を被ったとき<sup>60</sup>など、その経験が精神に及ぼした影響それ自体が迫害を受けた状態に相当する場合がある<sup>61</sup>。

---

年10月29日、<http://www.refworld.org/docid/46836b180.html> より入手可能)、第16項。国連事務総長 (UNSG)、*Sexual violence in conflict: report of the Secretary-General* (“UNSG Report sexual violence in conflict”) (A/67/792-S/2013/149、2013年3月14日、<http://www.refworld.org/docid/5167bd0f4.html> より入手可能)。

<sup>57</sup> 例えば、以下を参照のこと：シエラレオネ特別法廷、Prosecutor v. Issa Hassan Sesay, Morris Kallon and Augustine Gbao (the RUF accused) 事件 (Case No. SCSL-04-15-T、2009年3月2日、<http://www.refworld.org/docid/49b102762.html> より入手可能)、第1347項、英国貴族院上訴委員会、In re B (FC) (Appellant) (2002)、Regina v. Special Adjudicator, Ex parte Hoxha (FC) 事件 ([2005] UKHL 19、2005年3月10日、<http://www.refworld.org/docid/423ec7784.html> より入手可能)、第30項。国連安全保障理事会、安保理決議2106 (2013) [on sexual violence in armed conflict] (S/RES/2106 (2013)、2013年6月24日、<http://www.refworld.org/docid/51d6b5e64.html> より入手可能)、第1項。

<sup>58</sup> UNHCR Cape Town Summary Conclusions (上記脚注3参照)、第25、26項。UNSG Report sexual violence in conflict (上記脚注56参照)、第5項。

<sup>59</sup> 米国移民不服審査委員会、Matter of A-T-, 25 I&N Dec. 4 (BIA 2009) (2009年6月4日、<http://www.refworld.org/docid/4a293b4a2.html> より入手可能)。米国第2巡回区連邦控訴裁判所、Bah v. Y-, Diallo v. Department of Homeland Security, Diallo v. Department of Homeland Security事件 (529 F.3d 99, 103 (2d Cir. 2008)、2008年6月11日、<http://www.refworld.org/docid/48d8a32c2.html> より入手可能)。

<sup>60</sup> 米国移民不服審査委員会、In re Y-T-L-, 23 I&N Dec. 601 (BIA 2003) 事件 (2003年5月22日、<http://www.refworld.org/docid/40449fa94.html> より入手可能)、607頁。米国第9巡回区連邦控訴裁判所、Khadija Mohammed v. Alberto R. Gonzales, Attorney General; Khadija Ahmed Mohamed v. Alberto R. Gonzales, Attorney General 事件、(A79-257-632; 03-72265; 03-70803、2005年3月10日、<http://www.refworld.org/docid/423811c04.html> より入手可能)、3085—3086頁。UNHCR, UNHCR intervention before the House of Lords in the case of Zainab Esther Fornah (Appellant) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent) (2006年6月14日、<http://www.refworld.org/docid/45631a0f4.html> より入手可能)、第24(2)項。

<sup>61</sup> In re B (FC) (Appellant) (2002)、Regina v. Special Adjudicator, Ex parte Hoxha (FC) (上記脚注57参照)、第36項。Baroness Hale of Richmond裁判官が以下のように検討している：「個人が特に残虐で非人間的なかたちのレイプという甚大な虐待を経験したためにその個人のコミュニティから『汚染されたか



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

## 迫害の主体

28. 武力紛争および暴力の発生する状況において、迫害は国家または非国家主体によってなされうるものであり、また、当該武力紛争および暴力の発生する状況に関与する一つまたはそれ以上の勢力から生じる得るものである<sup>62</sup>。難民の地位はこのような状況における両方またはすべての勢力から危害を受ける危険を有する場合にも付与されうる。迫害の主体には、軍隊、警察、治安部隊およびその他の国家の機関もしくは団体、国家が責任を有したまたはその行為の責任が国家に帰属する個人が含まれる<sup>63</sup>。国家は、いわゆる非国家主体の行為に対し、権限を付与、指揮、統制、支援または容認する場合があります、このような場合にはこれらの行為の責任は国家に帰属し得ることになる<sup>64</sup>。迫害の主体はまた、準軍事的集団、民兵、反政府組織、強盗、海賊、犯罪集団もしくは組織<sup>65</sup>、テロリスト組織、私兵もしくは軍事会社またはその他の武力紛争および暴力の発生する状況に関与している集団もしくは個人も含まれ得る。

29. 武力紛争および暴力の発生する多くの状況において、国家および非国家主体間の区別は必ずしも明らかではなく、このことは、特に、権力主体が変更されたり、状況が重複したり、同盟関係が変化したり、または非国家主体が国家機関、警察または軍隊に浸透もしくはこれらを買収したりした場合に当てはまる<sup>66</sup>。例えば、クーデターが計画され、進行し、完了するまでの間の不明確な状況も、国家および非国家主体間の区別を不明確にする。しかし、恐れている危害が正確にいずれの主体から生じるかを判断することは必要不可欠ではなく、脅威の存在が認められている限り、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖があると判断するには十分である。

---

のように穢れている』というように見られることの侮辱および恥辱を恐れることは(中略)十分迫害に相当しうる(中略)人間の尊厳の累積的な否定の一種である」。

<sup>62</sup> UNHCR ハンドブック(上記脚注 26 参照)、第 65 項。

<sup>63</sup> 国際法委員会(International Law Commission)、「国際違法行為に対する国家責任」に関する条文(*Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts*)第4~7条および第11条。(出典: *Yearbook of the International Law Commission*, 2001 Vol.II (Part Two) November 2001, Supplement No. 10 (A/56/10)、chp.IV.E.1、英語版原文は<http://www.refworld.org/docid/3ddb8f804.html> より入手可能)。前述の条文草案第10条によれば、その運動が新政府となる場合や以前から存在していた国家またはその統治下にある領域の一部に新しい国家を建設することに成功した場合、反乱運動または他の運動にまつわる行為は国際法においては国家の行為とみなされるべきである。

<sup>64</sup> 同条文、第 8、9 条。UNHCR 「兵役に関するガイドライン」(上記脚注 9 参照)、第 42 項。

<sup>65</sup> UNHCR Gangs Guidance Note(上記脚注 12)、第 4 項。

<sup>66</sup> 例えば、以下を参照のこと: UNHCR, Country of Origin Series: Guatemala: Background Paper, October 2013, RBA/COI/GUA/13/01, p. 11, <http://www.refworld.org/docid/53832fe84.html> より入手可能。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

30. 非国家主体または不特定の主体が関与する事案においては、国家が迫害に対する保護を提供できるかどうかまたは提供しようとしているかどうかを検討することが必要である<sup>67</sup>。武力紛争および暴力の発生する状況の特徴に関連するものであって、例えば、国家がその地域および住民に対する支配を失っていたり、または国家の支配が流動的もしくは不明確であったりする場合には、国家は影響を受けている住民にその保護を及ぼすことを妨げられているからである。こうした状況においては、国家はその保護を及ぼすことを意図しない場合もある。

### 後発難民

31. 申請者の不在の間に出身国にて生じた状況および／または申請者自身が自身の出身国を離れた後に行ったことを原因として、申請者が自身の出身国を離れた後に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖が生じることがあり、このことは申請者を後発[sur place]難民たらしめる<sup>68</sup>。武力紛争および暴力の発生する状況に関連する難民の地位の申請においては、例えば、出身国において武力紛争および暴力の発生する状況が発生したり、それ以前の潜在的な状況が悪化したり<sup>69</sup>することにより、また当該申請者が武力紛争および暴力の発生する状況に反対の意見を表明したり反対の態度を取ったりすることにより、当該申請者は後発的な難民となり得る。

## B. 一つまたはそれ以上の条約上の事由を「理由に」

「理由に」 (寄与の関係) (*For reasons of* [causal link])

32. 迫害主体の意図または動機は迫害のおそれと 1951 年条約上の事由との間の寄与の関係を示す関連事情となりうる。しかし、迫害主体の意図や動機は、少なくとも、特に武力紛争および暴力の発生する状況においては、これを示すことはしばしば困難であることから<sup>70</sup>、必ずしも必要でもなければ、決定的でもない。寄与の関係は、迫害者の戦略、作戦、戦闘の

<sup>67</sup> UNHCR 「兵役に関するガイドライン」 (上記脚注第 9 条)、第 43 項。

<sup>68</sup> UNHCR ハンドブック (上記脚注第 26 条)、第 94–96 項。

<sup>69</sup> 例えば、1980年から1985年までの間の南アフリカにいたモザンビーク人は後発難民と認められうる。以下を参照のこと：South Africa: Passport Control Instruction No. 20 of 1994 - Guidelines for Refugees Status Determination of Mozambicans in South Africa (1994年、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b5082c.html> より入手可能)、[本ガイドライン] 第5項。

<sup>70</sup> UNHCRハンドブック (上記脚注26参照)、第66項。UNHCR 「兵役に関するガイドライン」 (上記脚注9参照)、第48項。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

方法もしくは手段、国家が保護を提供しないもしくは提供しようとしぬ事情、または武力紛争および暴力の発生する状況の效果に基づいて認められうるものである。認定機関の指針となる質問は、次のものである：当該申請者について懸念される苦境は、出身国の全体的な状況のもと、条約上の事由と関連しているか<sup>71</sup>。

33. 武力紛争および暴力の発生する状況は、人種、民族、宗教、政治、ジェンダーまたは社会的集団による分断に根源があったり、これによって動機付けられまたは動員されたり、こうした分断に沿って行われたりしており、特定の人々がこのような要因を理由に影響を受けうる。無差別的に見える行為（例えば、迫害者が特定の者を標的にしていない行為<sup>72</sup>）であっても、実際には、住民が武力紛争および暴力の発生する状況の一方の側の支持者であったりまたは支持者とみなされていたりするコミュニティまたは地域の全体を対象としている場合もある。現代の武力紛争および暴力の発生する状況においては、特定の集団を対象とするまたは特定の集団により大きな影響を与える暴力が見られない事態は希であって、ゆえに条約上の一つまたはそれ以上の（迫害の）理由との間に寄与の関係が認められることになる。武力紛争および暴力の発生する状況においては、誰が特定の側に属しているかまたは特定の側に関与していると思料されもしくはみなされるかは、しばしば、こうした状況における各主体によって広く解されており、これには、戦闘員の家族のほか、同じ宗教もしくは民族的な集団に属しているまたは特定の地域、村、町に居住しているすべての者が含まれ得る。条約上の事由が、家族、コミュニティ、地理的またはその他の関係に基づく一定の集団に帰せられることはよくあることである<sup>73</sup>。

#### 条約上の理由

34. 迫害のおそれの理由は複数存在しうる。一つまたはそれ以上の条約上の事由が関連しうる。こうした理由はお互いに排他的なものではなく、しばしば重なり合う<sup>74</sup>。条約上の事由

<sup>71</sup> ニュージーランド：難民地位不服審査局、Refugee Appeal No. 72635/01, 72635/01（2002年9月6日、<http://www.refworld.org/docid/402a6ae14.html> より入手可能）、第168項。J C Hathaway and M Foster, *The Law of Refugee Status* (Cambridge University Press, 2014) , pp. 376-379.

<sup>72</sup> Elgafaji v. Staatssecretaris van Justitie 事件（上記脚注 17 参照）、第 34 項。

<sup>73</sup> UNHCR、シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要性について 更新IV（2015 年 11 月）、第 17 項。（英語版原文は <http://www.refworld.org/docid/5641ef894.html> より入手可能）。ベルギー：Conseil du Contentieux des Etrangers, Arrest nr. 122 129, 122 129（2014 年 4 月 4 日、オランダ語：英語版のカバーシートも閲覧可能、英語版カバーシートは <http://www.refworld.org/docid/582068524.html> より入手可能）。

<sup>74</sup> UNHCR ハンドブック（上記脚注 26 参照）、第 67 項。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

は、単に寄与要因 (contributing factor) であることで足りるものであり、迫害を受けるおそれの主要なまたは唯一の原因である必要はない。

35. 武力紛争および暴力の発生する状況は、多くの場合、様々な動機に根源があったり、これらによって動員されたりするものであり、また、様々な集団に影響を生じさせるものである。武力紛争および暴力の発生する状況は、多くの場合、民族的、宗教的、社会的および政治的な事情が混在して関与しており、関係する当事者は民族的、宗教的または社会的な集団の方針に沿って行動し、政治的もしくは宗教的な目的を追求しており、またはそのようになされている。

36. 武力紛争および暴力の発生する状況において、発生しまたは広範化している暴力その他の危害を加える行為の背景にある動機および要因が犯罪ならびに利益の獲得にあるように見える場合であっても、多くの場合は条約上の事由と相互に結びついている<sup>75</sup>。例えば、武装勢力は民族的、宗教的もしくは政治的な紛争の資金調達のために犯罪組織 (criminal enterprises) を設立することもあり、または薬物密売組織のような暴力的な集団または武装組織による暴力が利益の獲得を目的としている場合もあり得、当該集団の勢力的な基盤を社会内で確立しまたは拡大するため、当該暴力は政治的な動機によるものである特徴づけされうる<sup>76</sup>。特定の者のみでなく地域または住民の全体を標的とすることは、しばしば、民族的、宗教的および/または政治的な目的もしくは関連が存在する。

37. 武力紛争および暴力の発生する状況において、関係する当事者の戦略、作戦または行為に反対する意見を表明したり、中立的または関心のない立場を採ったりする場合や、当該状況に関係する当事者の規範や慣習に対し、参加、支持、財政的な支援、賛成その他の承認をすることを拒否する場合には、これらの行為が迫害主体の政治的な目的にとって批判的であると考えられたり、当該迫害者の宗教的または社会的な規範または実践から逸脱

<sup>75</sup> ニュージーランド：難民地位不服審査局、*Refugee Appeal No. 76289*, No. 76289 (2009年5月8日、<http://www.refworld.org/docid/4a2e2a5e2.html> より入手可能)、第43項。英国：難民移民審判所/移民上訴委員会、*Emilia Del Socorro Gutierrez Gomez v. Secretary of State for the Home Department*事件 (00/TH/02257、2000年11月24日、<http://www.refworld.org/docid/40487df64.html> より入手可能)、第43、44、50、51および73 (XI) 項。米国第2巡回区連邦控訴裁判所、*Osorio v. Immigration and Naturalization Service*事件 (18 F.3d 1017; 1994 U.S. App. LEXIS 4170、1994年3月7日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b70e7.html> より入手可能)。

<sup>76</sup> 例えば、以下を参照のこと：英国：難民移民審判所/移民不服審査委員会、*NS (Social Group - Women - Forced Marriage) Afghanistan v. Secretary of State for the Home Department*事件 (CG [2004] UKIAT 00328、2004年12月30日、<http://www.refworld.org/docid/42c928984.html> より入手可能)、第69項および*Emilia Del Socorro Gutierrez Gomez v. Secretary of State for the Home Department*事件 (上記脚注75参照)、第40項。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

していると考えられたりすることがある<sup>77</sup>。こうした反対の意見の表明、立場または行動は、迫害主体の観点からは、当該申請者が一定の政治的意見や宗教的な信仰（または不信仰）を有していたり、一定の民族的または社会的な集団に関与または所属していたりすることを示唆し、またはそのようにみなされることになりうる。

38. 特定の事業を行っていたり、一定の職業や地位に就いていたりする者は、例えば、政治的意見または宗教的な信仰（または不信仰）を実際に有していたりまたはそのようにみなされたりすることにより、危険にさらされうる<sup>78</sup>。こうした事業、職業、地位による、またはこれらと関連付けられる社会内の行動、役割もしくは地位は、国家機関、政府、社会もしくは政策における事項<sup>79</sup>に関する一定の意見を有していることを示し、またはそのようにみなされる場合があり、このことは、特に当該国が紛争状態にある場合に当てはまる。例えば、ジャーナリストその他の報道関係者や人権または法の支配のために活動する者は、一定の主体の行動に関する事実を報道したりこれを批判する報告を行いうるし、敵対する戦闘員を治療する医療関係者は敵対する組織を支持しているとみなされうるし、人道的な事業を継続する人道関係者は「敵<sup>80</sup>」を援助しているとみなされうるほか、宗教指導者は関係する当事者の一方に肩入れしうるしまたはそのような立場にあるものとみなされうる。

39. ジェンダーに関連する迫害にかかる難民認定申請は、実際の政治的意見もしくはその

<sup>77</sup> 英国：最高裁判所、RT (Zimbabwe) and others v Secretary of State for the Home Department事件 ([2012] UKSC 38, 2012年7月25日、<http://www.refworld.org/docid/500fdacb2.html> より入手可能)、第42項。UNHCR, Secretary of State for the Home Department (Appellant) v. RT (Zimbabwe), SM (Zimbabwe) and AM (Zimbabwe) (Respondents) and the United Nations High Commissioner for Refugees (Intervener) - Case for the Intervener事件 (2011/0011, 2012年5月25日、<http://www.refworld.org/docid/4fc369022.html> より入手可能)、第10項。英国：イングランド・ウェールズ控訴院、Souad Nouné v Secretary of State for the Home Department事件 (C 2000/2669, 2000年12月6日、Schiemann LJ、<http://www.refworld.org/docid/558bcbad4.html> より入手可能)、第8項 (5) および第28項。

<sup>78</sup> M Foster, *The 'Ground with the Least Clarity': A Comparative Study of Jurisprudential Developments relating to Membership of a Particular Social Group*, August 2012, UNHCR PPLA/2012/02, chapter 5.7.3, <http://www.refworld.org/docid/4f7d94722.html>. Emilia Del Socorro Gutierrez Gomez v. Secretary of State for the Home Department事件 (上記脚注75参照)、第46項。

<sup>79</sup> G S Goodwin-Gill and J McAdam, *The Refugee in International Law* (Oxford: Oxford University Press, 2007), p. 87. カナダ：最高裁判所、Canada (Attorney General) v. Ward事件、([1993] 2 S.C.R. 689, 1993年6月30日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b673c.html> より入手可能)。

<sup>80</sup> UNHCR, UNHCR Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Iraq (「イラクからの庇護希望者の国際保護の必要性評価にむけた UNHCR 該当性ガイドライン」) (HCR/EG/IRQ/12/03, 2012年5月31日、20、31頁、英語原文は<http://www.refworld.org/docid/4fc77d522.html> より入手可能)。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

ような意見を有しているとみなされることならびに民族<sup>81</sup>、宗教的もしくは社会的集団（ジェンダー）に関連して<sup>82</sup>、条約上の事由のいずれの下でも分析が可能である。

### C. 国内避難または国内移動の選択可能性

40. 武力紛争および暴力の発生する状況における国内避難または国内移動の選択可能性の妥当性は、慎重を期して審査される必要がある。武力紛争および暴力の発生する状況は、しばしば広範囲に広がる戦闘にその特徴があるとされ、前線の移動および／または暴力性の度合いの変化を伴い、流動的であることが多く、また大概において、様々な土地において活動する容易には正体を突き止めることのできないような様々な国家および非国家主体が関係している。さらに、このような状況は、しばしば国家・社会構造・支援システム（本ガイドラインの第19項を参照のこと）に深刻な影響を与え、一般市民（the civilian population）に苦難を強いている。武力紛争および暴力の発生する状況に影響を受けた地域に住む市民の人的状況は、物資供給ルートの断絶ならびに人道支援および移動の自由の制限の影響等を受け、悲惨な状態であることが多い。これらの要素をふまえると、武力紛争および暴力の発生する状況の多くの場合において国内避難または国内移動の選択可能性を適用することは、妥当（relevant）でも合理的（reasonable）でもないこともある。

41. 武力紛争および暴力の発生する状況とその影響が、地理的に制限されており、国の特定の地域に限られている場合のみ、国内避難または国内移動の選択肢の存在を審査することが妥当でありうる<sup>83</sup>。そのような状況においては、特に当該申請者のための、選択肢となりうる特定された場所への、実際、法的および安全上のアクセシビリティ（practical, legal, and safe accessibility）および国家またはその他の機関が効果的な保護を提供する能力を考慮して、慎重を期した審査が行われる必要がある。当該保護は、該当する土地および住民を完

<sup>81</sup> 真のまたは周りに帰属されている民族性には条約上の人種および／または国籍の理由がどちらも適用できる。以下を参照のこと。例えば、UNHCRハンドブック（上記脚注26参照）、第68項・第74項およびUNHCR「ジェンダー関連迫害ガイドライン」（上記脚注56）第24項（人種）および第27項（国籍）。

<sup>82</sup> UNHCR「ジェンダー関連迫害ガイドライン」（上記脚注56参照）第25項（宗教）、第28から第31項（特定の社会的集団の構成員であること）、および第32から第34項（政治的意見）。UNHCR, *Sexual Orientation and/or Gender Identity Guidelines*（上記脚注56参照）、第42、43項（宗教）、第44から第49項（特定の集団の構成員であること）および第50項（政治的意見）。

<sup>83</sup> UNHCRハンドブック（上記脚注26参照）第91項。UNHCRの国内避難または国内移動の選択可能性に関する適切な評価に関する指針については、以下を参照のこと：UNHCR「国際保護に関するガイドライン4：1951年の難民の地位に関する条約第1条A（2）および／または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」（HCR/GIP/03/04、2003年7月23日、<http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html> より入手可能）。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

全な支配を及ぼしており、かつ系統的で安定した権力主体が提供しなくてはならない<sup>84</sup>。当該領域に対する国際機関や非国家主体による一定の行政的な権限や管理の行使を、国家による保護と同等のものにとらえることは不適切であろう<sup>85</sup>。このような支配は移行時のものまたは一時的なもので、国民の再入国の許可およびその他政府が基本的に果たす機能等を含む、国家が果たすべき一般的な機能を備えていないことが多い。特に、非国家主体や団体は国家としての特性を有していない。彼らの法の執行能力は制限的である。さらに、国内避難または国内移動の選択可能性の妥当性を決する際には、該当する個人が過度な苦境(undue hardship)を強いられることなく安全・安寧に(in safety and security)生活できるかおよび人権が保障されるかどうかを考慮して、慎重を期した審査が行われる必要がある。加えて、また特に、武力紛争および暴力の発生する状況が新しい地域へと拡大する見込みがある場合には、これらを考慮する必要がある(本ガイドラインの第 25 項および第 40 項を参照のこと)<sup>86</sup>。武力紛争および暴力が進行中である地区への移住を期待することは、合理的ではない。

42. 国際的な支援を享受している者を含めた国内避難民が国内の一部地域に存在することは、必ずしも同国の同地域における国内避難または国内移動の選択可能性の妥当性の証拠となるものではない<sup>87</sup>。国内避難民は、基本的人権を享受していないことが多く<sup>88</sup>、経済的な困窮状態に直面していたり、生存に必要な最低レベルよりも劣悪な状態での生活を強いられていることもあり、これらが、検討中の国内避難または国内移動の選択可能性に合理性がないことの証拠となりうる<sup>89</sup>。また、地方当局が危害に対する保護を提供する能力があるかどうか、又は人権、特に逸脱不可能な権利が尊重されるかどうかを考慮することも必要である<sup>90</sup>。さらに、場合によっては国内移動は、武力紛争の文脈における国際人道法上の強制移動および恣意的移動の禁止規定に違反した、民族浄化政策またはそれに類似したものの結果でありうる。そのような状況において、国内避難または国内移動の選択肢については、存在すると推定されるべきではない<sup>91</sup>。

<sup>84</sup> UNHCR「国内避難ガイドライン」(上記脚注 83 参照)、第 17 項。

<sup>85</sup> 同書、第 16 および 17 項。

<sup>86</sup> 同書、第 17 および 27-30 項。

<sup>87</sup> 同書、第 31 項。

<sup>88</sup> 同書、第 32 項。

<sup>89</sup> 同書、第 29 項。以下も参照のこと：Sufi and Elmi v. United Kingdom 事件(上記脚注 45 参照)、第 291 項。

<sup>90</sup> UNHCR「国内避難ガイドライン」(上記脚注 83 参照)、第 28 項。

<sup>91</sup> 同書、第 31 項。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

43. 同様に、「保護地区 (protected zones)<sup>92</sup>」または「安全地帯 (safe zones)<sup>93</sup>」そしてその他の類似した場所は、妥当かつ合理的な国内避難・国内移動の選択肢として必ずしも見なされるべきではない。国際人道法の下では、戦闘当事者が合意した保護地区は、一般市民 (the civilian population) およびその他の保護対象者 (例えば、傷病兵 (combatants/fighters) を含む傷者および病者) を、武力紛争の影響から保護する手段として設置されるものである。同様に、国連安全保障理事会決議に基づき設置された「安全地帯」およびその他の類似した場所は、国際人道法上の意味においては、その設置および実施が「保護地区」とは異なっているとしても、特定の地域および人が敵の手中に落ちることを防ぐことを目的とするものである。これらの地区および場所の全体的な目的にも関わらず、該当する地区および場所に居住する者の安全は、同地区または場所およびその住民に対して包囲または攻撃が行われた結果、損なわれうる。

### III. 1969年のOAU難民条約第1条(2)に関する実体的分析

44. 1969年のOAU難民条約第I条(1)は、1967年の議定書による修正を反映しつつ<sup>94</sup>、1951年の難民条約第1条A(2)に示された難民の定義を再現している。一方同OAU難民条約第I条(2)は、以下に当てはまる者に難民としての保護を提供するとしている：

「外部からの侵略、占領、外国の支配または出身国若しくは国籍国の一部若しくは全部における公の秩序を著しく乱す事件の故に出身国または国籍国外に避難所を求めるため、常居所地を去ることを余儀なくされた者」

#### A. 解釈にあたり第一に考慮すべきこと

<sup>92</sup> 「保護地区」という用語は赤十字国際委員会 (ICRC) によって用いられている、1949年のジュネーヴ諸条約および第一追加議定書で定められた関連する地区すべてを指す包括的な用語である。および以下を参照のこと：慣習国際人道法第35条から第37条、出典：J-M Henkaerts and L Doswald-Beck (eds.), *Customary International Law, Volume I: Rules* (Cambridge University Press, 2005)、119-126頁。国際人道法の範囲における武力紛争の文脈で保護地区を成立させる法的根拠はジュネーヴ第1条約第23条 (上記脚注38)、ジュネーヴ第4条約第14条 (病院地帯) および第15条 (中立地帯) (上記脚注13) およびジュネーヴ諸条約第1追加議定書第59条 (無防備地区) および第60条 (非武装地帯) (上記脚注13) に見ることができる。

<sup>93</sup> 多くの紛争において、国連安全保障理事会は「安全地帯」の設置を訴えている。例えば、以下を参照のこと：UNSC Res. 787 (1992) (1992年11月16日採択)、UNSC Res. 819 (1993) (1993年4月16日)、UNSC Res. 824 (1993) (1993年5月6日採択)、UNSC Res. 918 (1994) (1994年5月17日採択) そしてUNSC Res. 929 (1994) (1994年6月22日採択)。

<sup>94</sup> 1951年の難民条約第1条A(2)とは反対に、1969年のOAU難民条約第I条(1)は1951年1月1日前に生じた事件の結果として十分に理由のある恐怖を有することという時間的な制限は含まれていない。この制限はのちに1967年の議定書第1条第2項の施行によって廃止された。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

45. 1969年のOAU難民条約の適用にあたり、1951年の難民条約における難民保護に関する「基本的かつ普遍的文書」としての地位を踏まえると、同条約の優位性は考慮されるべきである<sup>95</sup>。1967年の同議定書の採択により1951年の難民条約は難民保護に関する全世界的文書 (the global instrument) になったわけであるが、同議定書採択後、1969年のOAU難民条約は、主にアフリカ諸国が、アフリカ大陸における難民危機に対処するにあたって直面している特定の課題に対処することを目的として作られた。

46. 1969年のOAU難民条約は、広く批准され、法的拘束力のある文書であり<sup>96</sup>、また保護指向および人道指向<sup>97</sup>ならびにアフリカ横断的な結束 (trans-African solidarity) を反映したものである<sup>98</sup>。これは特に庇護制度<sup>99</sup> (the institution of asylum)、ノン・ルフールマンの原則<sup>100</sup> および非差別 (non-discrimination) の原則<sup>101</sup>、難民の義務<sup>102</sup>ならびに帰還の自主性<sup>103</sup> (the voluntary character of repatriation) の尊重を含む恒久的解決の追求の重要性を再確認したものである。アフリカ連合とUNHCRの協力関係も強調されており<sup>104</sup>、全てのOAU (現在ではアフリカ連合) 加盟国に対し、1951年の難民条約を締結するよう求めている<sup>105</sup>。

#### 1969年のOAU難民条約の適用範囲

<sup>95</sup> 1969年のOAU難民条約 (上記脚注4参照) 序文第9項。

<sup>96</sup> 今日に至るまで1969年のOAU難民条約はアフリカ連合 (AU) の加盟国54カ国のうち46カ国が締結している。ジブチ、エリトリア、マダガスカル、モーリシャス、ナミビア、サントメ・プリンシペそしてソマリアは1969年のOAU難民条約に署名しているものの、批准または加入していない。サハラ・アラブ民主共和国は1969年のOAU難民条約に署名も締結もしていない。モロッコは1969年のOAU難民条約締結国の一つだが、アフリカ連合の加盟国ではない。

<sup>97</sup> 同条約、序文第8項。

<sup>98</sup> 同条約、序文第8項。

<sup>99</sup> 同条約、第II条。庇護を申請する、および受ける権利は人及び人民の権利に関するアフリカ憲章第12条第3項に定められている。アフリカ統一機構 (OAU)、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 (「バンジュール憲章」)、(CAB/LEG/67/3 rev. 5, 21 I.L.M. 58 (1982)、1981年6月27日採択、英語原文は <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3630.html> より入手可能)。

<sup>100</sup> 1969年のOAU難民条約 (上記脚注4参照)、第II条(3)。

<sup>101</sup> 同条約、第IV条。

<sup>102</sup> 同条約、第III条。

<sup>103</sup> 同条約、第II条(5)、居住、一時的な居住の許可および第三国定住の権利に言及している。自発的帰還の権利は1969年のOAU難民条約第V条によって規定されている。

<sup>104</sup> 同条約、序文第11項および第VII条、第VIII条。

<sup>105</sup> 今日まで、アフリカ連合加盟国54カ国のうちコモロ連合、エリトリア、モーリシャスおよび南スーダン共和国のみ1951年の難民条約または1967年の議定書に署名も批准・加入もしていない。マダガスカルは1951年条約の締結国であるが、1967年議定書は締結していない。マダガスカルとコンゴ共和国は1951年条約の地理的な限界であると認識されている。最後に、カーボベルデ共和国は1967年議定書は締結しているが、1951年条約は締結していない。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

47. 用語の通常の意味に従い、1969年のOAU難民条約は、同条約締約国の管轄権内にいる全ての者に適用され、また、出身国または国籍がアフリカ諸国である者に限られない。

48. 1969年のOAU難民条約第I条(2)は、迫害的行為よりも一般的な、またはいわゆる「客観的に」特定できる状況へ傾倒したこの種の最初の難民の定義である。難民の出身国における国家または非国家主体の行動の結果のみならず、外部からの侵略、占領、外国の支配または公の秩序を著しく乱す事件の故に政府が影響力または支配力を失った結果、人が自身の国を去ることを余儀なくされうるということを、1969年のOAU難民条約は、認識している<sup>106</sup>。1969年のOAU難民条約における定義は、人が安全と庇護(sanctuary)を求めて自身の国を去ることを余儀なくするような状況に焦点を当てている。

## B. 1969年のOAU難民条約における定義の要素

49. 1969年のOAU難民条約第I条(2)は、(i) 出身国の外にあり<sup>107</sup>、(ii) 常居所地を去ることを余儀なくされた者で (iii) 出身国または国籍国にて、定義に示された状況が一つまたはそれ以上存在することがその原因である者を、難民として保護している。これらの1969年のOAU難民条約における定義の要素は以下で説明されており、また難民申請に対する全体論的な審査の一部として考慮される必要がある。

### 常居所地を去ることを余儀なくされた

50. 「余儀なくされること／強制(compulsion)」という表現を定義に用いることにより、1969年のOAU難民条約第I条(2)は、状況の深刻さを強調している。「余儀なくする(to compel)」という動詞は「否応なしに追い立てること(to urge irresistibly)、無理強いすること(to constrain)、強いること(oblige)、強制すること(force)」を意味すると解されている<sup>108</sup>。「常居所地」に対する言及は、出身国または国籍国を去ることおよび出身国または国籍国外に避難所を求めることを余儀なくされることの一環として理解されなければならない。つまり、状況が、個人の常居所地に対し影響を与えていなくてはならない。「常居所地」の要素は、その他のまたは独立した法的効果(legal effect)を持たない。そのため、問題と

<sup>106</sup> ジェームス・C・ハサウェイ(平野祐二=鈴木雅子訳)、「難民の地位に関する法」、現代人文社、2008年、30頁。(原文：J.C. Hathaway, *The Law of Refugee Status* (Butterworths, 1991)、17頁)。

<sup>107</sup> 「出身国または国籍国」という文言は該当する個人の国籍国をしめす。無国籍者の場合においては、「出身国」の文言は1951年条約の第1条A(2)の「以前常居所を有していた国」と同義であると思われる。1969年のOAU難民条約の利益を受けるには、彼女または彼の出身国または国籍国の外で申請する必要がある。

<sup>108</sup> ‘compel, v’, *The Oxford English Dictionary* 2nd edition, OED online, 2015, Oxford University Press.

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

なっている状況が十分に深刻であるために個人が自身の常居所地を去り、他国に避難所を求めることが客観的に合理的である場合には、同個人は保護される必要がある<sup>109</sup>。

51. 1969年のOAU難民条約第I条(2)は、個人的または差別的な脅威または危害の危険性を必要としていない<sup>110</sup>。集団全体または住民全体が状況から影響を受け、そして当該状況のために常居所地を去ることを余儀なくされうる。同条約第I条(2)は、避難の動機または危害の危険性よりも、当該状況の深刻さを審査することを強調しており、審査官は、出身国または国籍国からの避難が客観的に合理的であるかどうかを審査すべきである。

### 後発難民

52. 後発的事由による難民該当性の主張 (*Sur place claims*) は、1951年の難民条約の解釈に呼応するかたちで、1969年のOAU難民条約のもとでも認められている (本ガイドラインの第31項を参照のこと)。

### 避難を強いられる状況

53. 1969年のOAU難民条約第I条(2)で言及された状況とは、それらの文脈およびそれらの(保護指向の)趣旨および目的に照らして、それらの通常の意味を付与される<sup>111</sup>。それらはまた、可能な限り、1969年のOAU難民条約起草時点においては想定されていなかったような状況においても妥当かつ適用可能となるように解釈されるべきである。

54. 該当する状況は「外部からの侵略」によって引き起こされうる。これには、国家による他国の主権 (sovereignty)、領土保全もしくは政治的独立に対する武力の行使による侵略ま

<sup>109</sup> 南アフリカ共和国：高等裁判所、*Radjabu v. The Chairperson of the Standing Committee for Refugee Affairs* 事件 (8830/2010、2014年9月4日、第6項、<http://www.refworld.org/docid/540874f94.html> より入手可能)。

「出国が客観的に見て合理的であること」の基準は「余儀なくされること／強制 (compulsion)」の通常の意味に言及している。当裁判所によれば、意思よりむしろ余儀なくされること／強制の方が第一義的な要因である。地域的定義の下で難民の地位を確認される資格があるかを評価するには、ある者が出身国において当定義に規定されているいずれかに一致する客観的に確認可能な状況の存在に関する評価、またその状況の効果が当該申請者が本来住んでいた場所を離れるよう強制されているかどうかの評価が必要となる。

<sup>110</sup> 1969年のOAU難民条約の第I条(2)は危害の危険性に無関心ではない。このことは、1969年OAU難民条約第II条(3)に定められており、人々をその生命、身体的尊厳または自由が脅威にさらされる領域に帰還させられることから守るノン・ルフールマンの原則と併せて解釈される定義の中の「出国を余儀なくされる」という文言からわかる。しかしながら、危害の脅威または危険性は地域的定義の下で保護を受けるための必要条件ではない。

<sup>111</sup> EXCOM 結論 No. 103 (LVI)、2005年、(c) 項。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

たは国連憲章と両立しない他のいかなる方法による侵略が該当する<sup>112</sup>。これらの状況には、他国の武装勢力の（構成員の）存在または外国の武装勢力による襲撃に起因する武力紛争を含む、外部の者の関わりにより激化した、または近隣諸国から広がってきた武力紛争が含まれる。

55. 武力紛争および暴力の発生する状況はまた、「占領」を併発し、またはその結果でありうる。これには、ある領土が実際に他国の軍隊の権力または実効支配の下に置かれている状況が該当する<sup>113</sup>。また国内または国外の武装勢力が領土を支配しているものの、国際人道上の意味においては「占領」であるとされていないその他の場合にも当てはまりうる<sup>114</sup>。武力紛争および暴力の発生する状況は「外国の支配」（foreign domination）を併発し、またはその結果でありうる。これには、一つまたはそれ以上の他国（の主体）、国家の連合（association of states）または国家が管理している国際機関（state-governed international organization）による国家に対する政治的、経済的または文化的支配が該当する<sup>115</sup>。

56. 「公の秩序を著しく乱す事件」という表現には、1969年のOAU難民条約の人道的な趣旨および目的に沿って、法の支配および人間の尊厳に対する尊重に基づいた公の秩序（*ordre public*）の維持に対し、人々の命、安全および自由を危険に晒すような影響を与える事件が含まれていると解釈されるべきである<sup>116</sup>。「著しい」か否かの判断基準は、国家機構の通常の機能を妨げうるものであって、かつ国内外の治安ならびに国家および社会の安定性に影響を与えるものであるような、公の秩序を乱す事件であるかどうかによる。そのような事件は、国際人道上の意味においては国際武力紛争または非国際武力紛争に分類されるものの、社会の内部における異なる集団による、または集団間における暴力または国家お

<sup>112</sup> 国際連合、国際連合憲章（1 UNTS XVI、1945年10月24日）第2条4項および第7章、（「国連憲章」）、（<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3930.html> より入手可能）。国連総会、第1項、侵略の定義に関する決議、（A/RES/3314、1974年12月14日、<http://www.refworld.org/docid/3b00f1c57c.html> より入手可能）、および第3項、そして侵略行為に該当する行為に関する包括的ではないリストを含む。以下も参照のこと：国際刑事裁判所ローマ規程8条の2、上記脚注32。

<sup>113</sup> 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約並びに同附属書：陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第42条（1907年10月18日、英語原文は<http://www.refworld.org/docid/4374cae64.html> より入手可能）。以下も参照のこと：欧州人権裁判所、Chiragov and Others v. Armenia 事件、第96項（申立番号13216/05、2015年6月16日、<http://www.refworld.org/docid/5582d29d4.html> より入手可能）。

<sup>114</sup> 人と人民の権利に関するアフリカ委員会、Statement by the African Commission on the Present Human Rights Situation in Mali、（2013年1月18日、<http://www.refworld.org/docid/5108d96a2.html> より入手可能）。

<sup>115</sup> バンジュール憲章第20条第3項「すべての人民は外国勢力の支配に対する自由への闘争において現行の憲章を締結する国家の支援を受ける政治的、経済的または文化的な権利を有する。」（出典は上記脚注97を参照のこと）。

<sup>116</sup> UNHCR, Persons covered by the OAU Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa and by the Cartagena Declaration on Refugees (Submitted by the African Group and the Latin American Group)、（EC/1992/SCP/CRP.6、1992年4月6日、<http://www.refworld.org/docid/3ae68cd214.html> より入手可能）。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

び非国家主体の間における暴力など、国際人道法上の意味において武力紛争として分類されないような事件も含みうる<sup>117</sup>。「公の秩序を著しく乱す事件」の理由は、難民認定の基準である 1969 年の OAU 難民条約第 I 条 (2) における主要な要素であると見受けられる<sup>118</sup>。

57. 国家が、保護の提供に積極的でない、もしくは提供する能力がない際に、単発的な行為もしくは事件、または計画的もしくは累積的性質を持つ一連の行為もしくは事件により、公の秩序の著しいかく乱は、助長されうる。用語の一般的な意味によると、「公の秩序を著しく乱す事件」とは、国家の一部地域または全土において発生しうる。それぞれの状況は個別に審査されるべきであり、政府が緊急事態宣言をするに至らしめた状況は、申請根拠の存在を示すために必要不可欠な指標ではないものの、重要な指標でありうる<sup>119</sup>。

58. 「公の秩序を著しく乱す事件」にはまた、暴力が常態化した状況が含まれる。これには、広範囲にわたる、大規模な集団または国民全体に影響を及ぼすような暴力、深刻および／もしくは大規模な人権侵害、または、しばしば脅迫、嫌がらせおよび暴力をもってなされる、非国家主体による抑圧的かつ威圧的な社会的支配に特徴づけられる状況を含む、政府の支配力喪失および国民に対し保護が提供できない、または保護に消極的である (unwilling) という状態に特徴付けられる事件が該当する。

59. 公の秩序を著しく乱す事件の事実的指標は、次の場合を含むものである；緊急事態が宣言された状態、戦争犯罪を含む国際人道法の抵触<sup>120</sup>、テロ行為、多くの人が殺害され、負傷し、または移動を強いられた状況、学校の閉鎖、食糧、医療および生活必需品ならびに水、電気および衛生設備のようなその他の必需品の不足、政府機関およびサービス、政治システムまたは警察および司法システムに的变化およびそれらの腐敗・崩壊、並列的 (parallel) または非正規 (informal) な司法および行政システムの押し付けならびに／または非国家主体が国家の領土を支配している状況。

### C. 国内避難または国内移動の選択可能性

<sup>117</sup> これらのガイドラインの第5項を参照のこと。以下も参照のこと：ジュネーブ諸条約第2追加議定書第1条第2項（出典は上記脚注14を参照）。

<sup>118</sup> M Sharpe, 'The 1969 OAU Refugee Convention in the Context of Individual Refugee Status Determination', in V Türk, A Edwards and C Wouters (eds.), *In Flight from Conflict and Violence. UNHCR's Consultations on Refugee Status and Other Forms of International Protection*, Cambridge University Press and UNHCR, 133 (forthcoming 2017) .

<sup>119</sup> ICCPR 第4条（上記脚注34参照）。また、HRC 一般的意見第29号（上記脚注43参照）。

<sup>120</sup> 国際刑事裁判所ローマ規程第8条（上記脚注32参照）。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

60. 1969年のOAU難民条約第I条(2)に基づいて難民認定を行う際に、国内移動の可能性について考慮することは、一般的に妥当ではない<sup>121</sup>。同条約第I条(2)は、難民に関連する領土の「一部地域」または「全土」のいずれかに影響を及ぼす状況両方に適用される<sup>122</sup>。同条約第I条(2)は、国家および社会の構造を著しく混乱させる状況に焦点を置いているため、より混乱の度合いが低い地域が国内にあるにも関わらず、そこに移動することを求められないという状況がある。例外には、該当する状況が、議論の余地なく国家の特定の一部、特定の地域または都市に限られており、国家が他の地域にて住民を保護する能力を有し、かつ保護に積極的である場合が挙げられる。当該状況とそれに付随する暴力および動乱の他の地域への拡大見込みは、先見的な視点で (with a forward-looking perspective) 慎重に審査される必要がある。うる。

#### IV. 1984年のカタールヘナ宣言結論III(3)に関する実体的分析

(中略)

ギャングまたは組織的犯罪集団による暴力

84. ギャングによる暴力または組織的犯罪集団による暴力から逃れてきた者は、1951年の条約の下での難民の定義に該当しうる<sup>149</sup>。そのような暴力を逃れてきた者はまた、カタールヘナ宣言に記された状況の一つまたはそれ以上に該当しうる。

(中略)

#### V. 手続および証拠に関する問題

##### A. 1951年の難民条約/1967年の議定書および地域的定義の適用におけるアプローチ

<sup>121</sup> UNHCR「国内避難ガイドライン」(上記脚注83参照)、第5項。

<sup>122</sup> ベナン：Comité d'éligibilité au statut de réfugié, *Recueil des décisions (No 2 – 2008)*、2008年、97頁、(<http://www.refworld.org/docid/563cede14.html> より入手可能)。以下も参照のこと：A. Edwards, 'Refugee Status Determination in Africa' (2006) 14 *Afr J Intl Comp L* 227.

<sup>149</sup> このような状況への1951年の難民条約の適用については、以下を参照のこと：UNHCR Gangs Guidance Note (上記脚注12参照)。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

86. 様々ある難民の定義は、互いを排除するものではない。それら一つひとつが、当該申請者を難民として認めるものであり、1951年の難民条約にて規定された難民の処遇の基準の適用の根拠となる（本ガイドラインの第8項を参照のこと）。

87. 難民の定義適用にあたり、まずは1951年の難民条約における定義の下で難民の地位が審査をされ、当該申請者が1951年の難民条約の下では難民でないとされた場合に地域的定義に基づいて審査が行われるという順序によるアプローチが望ましい。そのようなアプローチは、1951年の難民条約第1条A(2)における難民の定義の普遍的な性質、同条約の優位性<sup>150</sup>および地域的定義の明示的に補完的な性質<sup>151</sup>を補強するものである。

88. しかしながら、1951年の難民条約の難民の処遇基準が適用される限りにおいては、地域的定義の適用は、特定の集団に係る状況やある地域に特有の文脈において、より実用的かつ効果的でありうる<sup>152</sup>。

## B. 事実の確立

89. 武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民申請は、武力紛争および暴力の発生する状況の原因、性質および影響に照らした申請者の特定の状況など、事実に関する複雑な問題を提起しうる。集団難民認定（*prima facie recognition*）が適用されない限り、難民申請は、最新かつ適切な出身国情報を考慮に入れつつ個別に審査されるべきである。

### 出身国情報

90. 最新かつ関連性の高い出身国情報は、武力紛争および暴力の発生する状況の理解において、ならびに同出身国に、地域的条約上の難民の定義に記された一つまたはそれ以上の事態または状況が存在するかどうかを理解するために重要である<sup>153</sup>。

<sup>150</sup> EXCOM 結論 No. 87 (L)、1999年、(f) 項；EXCOM 結論 No. 89 (LI)、2000年。以下も参照のこと：1969 OAU 難民条約序文第9項（上記脚注12参照）。難民の保護に関する基本的かつ普遍的な文書として1951年の難民条約／1967年の追加議定書を参照している。

<sup>151</sup> 1969年OAU難民条約適用における順次的アプローチを更に裏付ける議論は条項Iの骨格である。第1項において、つまり地域的定義を提示する第2項の前に1951年の難民条約における難民の定義が記載されている。

<sup>152</sup> UNHCR, *Prima Facie Recognition Guidelines*（上記脚注10参照）、第2、5項。

<sup>153</sup> *Radjabu v. The Chairperson of the Standing Committee for Refugee Affairs* 事件（上記脚注107参照）、第6項。本裁判所によれば、拡大された定義にもとづいて個人が難民の地位を満たしているかどうかを判断するには定義に規定されたいずれかの状況と一致する当該個人の出身国における客観的に確認可能な状況の存在に関する評価を要する。

原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

91. 適切な出身国情報は、質的・量的な情報を含む。質的に充実した情報は、誤解、固定観念化および一般化を防ぐのに特に有効であり、武力紛争および暴力の発生する状況に関するより深い理解をもたらす。それには、同状況の経緯や進行状況、関係する行為主体、戦闘の手段および手法、使用されている戦略および戦術ならびに同状況に巻き込まれた国と人々に与える影響などがこれに含まれる<sup>154</sup>。武力紛争および暴力の発生する状況に関連する量的に充実した情報は、適切な注意をもって利用されるべきである。情報源によって用いられる手法が異なり、その手法もしばしば自らが情報収集する動機に基づいて選択されるため、情報源毎に相当の開きが見られる。統計データは当該状況が人々に与える影響を示唆することは可能な一方で、そのようなデータが、危険、危害、1951年の難民条約上の関連のある理由および／または危害を受ける危険と条約上の理由または地域的定義にて示されている状況の間の寄与の関係の検討に際して決定的でなかったり、信頼できるものではないということがありうる。統計的情報は、状況の数値化できる特徴、例えば、一般市民の死傷者数や移動を強いられた人の数などに焦点を置く傾向にあり、武力紛争や暴力によって直接的または間接的に引き起こされた、人々、国家または社会に対するその他の形式の危害については取り扱わないこともある。

92. 難民申請の審査において、出身国情報は、申請者の特定の状況に関連の高いものでなくてはならない。子ども<sup>155</sup>、または多様な性的指向および／または多様なジェンダー・アイデンティティを持つ個人<sup>156</sup>を含む、特定の申請者集団の状況に特有のものであって、信頼できるものであり、かつ正確な出身国情報の入手は、しばしば非常に困難である。同様に、武力紛争および暴力の発生する状況に関する入手可能な出身国情報は、ジェンダーに特有の形態の危害が蔓延していることを含め、男性または女性がおかれる特殊な状況を反映していないことがあり、また関係している各主体の構成や行動の変化について考慮していないということがありうる<sup>157</sup>。審査官は、この事実について相当な認識 (due cognizance) を持たなくてはならない。武力紛争および暴力の発生する状況においては、特定の集団の状況に関する出身国情報が存在しないことが、その集団が特定の脅威に直面していないということの意味していると解釈されるべきではない。

<sup>154</sup> Sufi and Elmi v United Kingdom 事件 (上記脚注 45 参照)、第 241 項。

<sup>155</sup> UNHCR「国際保護に関するガイドライン8: 難民の地位に関する1951年条約第1条 (A) 2および第1条 (F) および／または1967年議定書に基づく子どもの庇護申請」、第74項 (HCR/GIP/09/08、2009年12月22日、<http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html> より入手可能)。

<sup>156</sup> UNHCR「ジェンダー関連迫害ガイドライン」(上記脚注56参照)、第37項、UNHCR Sexual Orientation and/or Gender Identity Guidelines (上記脚注56参照)、第66項。

<sup>157</sup> UNHCR, Cape Town Summary Conclusions (上記脚注 3 参照)、第 23 項。



原文：UNHCR, Guidelines on International Protection No. 12: Claims for refugee status related to situations of armed conflict and violence under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees and the regional refugee definitions, 2 December 2016, HCR/GIP/16/12, available at: <http://www.refworld.org/docid/583595ff4.html>

注意：In case of dispute over translation, English text shall prevail. (本文書は仮訳であり、正文は英語原文とします。)

### 立証の負担

93. 一般的には、立証の負担 (burden of proof) は申請をしている個人にあるが、関連する全ての事実および裏付けとなる証拠を収集・分析する義務は、申請者と審査官の間にて分担される<sup>158</sup>。この責任の分担は、申請者の出身国が武力紛争および暴力の発生している状況にある場合、特に重要である。これは、一般的状況ならびに個人に関する情報および書類の入手が、武力紛争および暴力の発生している状況のために一層困難になっているためである<sup>159</sup>。そのような状況から逃れてきた者は、国際的保護の必要性を示唆するできごとの詳細な説明をすることおよび／または申請を裏付けるための証拠を入手することにおいて非常に苦勞する傾向にある。そのためこのような状況においては、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則 (灰色の利益/benefit of the doubt) を適用することが頻繁に必要なことになる<sup>160</sup>。

---

<sup>158</sup> UNHCRハンドブック (上記脚注26参照)、第196項。以下も参照のこと：UNHCR, *Beyond Proof, Credibility Assessment in EU Asylum Systems: Full Report*、86 - 88 頁、(2013年5月、<http://www.refworld.org/docid/519b1fb54.html> より入手可能)。

<sup>159</sup> *Refugee Appeal No. 71462/99, Tamil and a Citizen of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka v. Refugee Status Branch of the New Zealand Immigration Service*, 71462/99 (上記脚注54参照)、第51項。

<sup>160</sup> UNHCR ハンドブック (上記脚注 26 参照)、第 203 項。